平成２９年（フ）第１７５号
相模原市南区相模台団地６番４－407号
債務者　石本　　章
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１９５号
相模原市中央区田名6295番地　田名団地６棟6036号
債務者　細谷　省吾
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１９７号
相模原市南区新磯野１丁目48番５号　ドウエル藤Ａ103号室
債務者　関口　広行
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１９８号
神奈川県座間市立野台１丁目19番12号　第２パレスハマサンＤ号
債務者　岡田絵美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４０号
名古屋市中川区吉津２丁目3118番地　渕上マンション２－Ｃ
債務者　古庄　　暁
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７０８号
名古屋市港区丸池町１丁目１番地の１　丸池荘３棟109号
債務者　水谷恵美子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７９９号
東京都品川区北品川３丁目７－34－801
債務者　鈴木しのぶ
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８２２号
東京都荒川区南千住１丁目58－２－203
債務者　中野　　勉
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８２３号
東京都北区上中里３丁目１－３
債務者　正田　智大
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８２８号
東京都墨田区亀沢４丁目６－３－405
債務者　堀　　洋輔
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８３６号
東京都北区赤羽３丁目28－23　リバーサイド・イワセＢ棟103
債務者　寺門　勇哉
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８４０号
東京都板橋区赤塚４丁目23－２－105
債務者　恩田　　明
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８４３号
東京都中央区豊海町11－６　第２豊海201
債務者　高橋いずみ
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８４９号
東京都杉並区西荻南１丁目１－11－101
債務者　佐藤　美紀
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８５５号
東京都目黒区原町２丁目９－８
債務者　小倉　幸弘
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８５７号
東京都荒川区荒川３丁目63－３－301
債務者　堀江　幸春
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８５８号
東京都墨田区八広４丁目17－17　経田
債務者　小林世志江
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部